

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

各 位

全 国 海 運 組 合 連 合 会

石綿による健康被害の救済に係る船舶所有者からの拠出金について
(周知方ご依頼)

標記につきましては、平成 1 9 年 2 月 1 6 日付 全海運企画発第 2 8 号 (別紙御参考参照) にて、各地区海運組合を通じ ご協力方ご依頼している処ですが、今般 (独)環境再生保全機構より、平成 2 1 年度の拠出金について、周知並びに協力方依頼が参りましたので、宜しくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

尚、パンフレットの入手、並びに詳細につきましては、(独)環境再生保全機構 石綿被害救済部 資金管理課 (Tel 0 4 4 - 5 2 0 - 9 6 1 5) 宛に直接お問い合わせ下さるようお願い致します。

追 伸

本年 7 月 1 日より鋼船の解撤に際し、建築物の解体等に準じた石綿障害予防規則が適用されることとなりましたので、同予防規則の周知パンフレットを、併せて掲載致しますので、宜しくお願い致します。

以 上
(担当 荒木)



事 務 連 絡
平成21年3月19日

全国海運組合連合会 御中

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済制度における船舶所有者からの費用
の徴収に係る周知活動への協力のお願いについて

平素より、石綿健康被害救済の推進にご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿により健康被害を受けられた方及びその遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、平成18年3月20日より医療費等の救済事業を実施しております。

この救済事業に必要な費用は、国及び地方公共団体が負担するほか、石綿が長期にわたり広く使用されてきたことにより、およそ事業活動を営むすべての事業主が石綿による経済的利得を受けてきたと考えられることを踏まえ、平成19年度から船舶所有者を含む事業主の皆様からも費用負担をいただいております。このため、機構においては、環境省とともに、円滑な事業実施のための周知活動を幅広く行っております。

つきましては、平成21年度におきましてもパンフレットを送付申し上げますので、パンフレットの配布にご協力をお願い申し上げます。

また、パンフレットの内容について、船舶所有者等から質問等がございましたら、お手数ですが下記連絡先まで問い合わせ頂くようご指導願います。

なお、送付しましたパンフレットに不足が生じましたら、下記連絡先までご一報いただければ、追加送付致します。

【連絡先】 石綿健康被害救済部 資金管理課

TEL： 044-520-9615（直通）

FAX： 044-520-2193or1015

Eメール： kyosyutsukin@erca.go.jp

機構HP： <http://www.erca.go.jp>

御参考

全海運企画発第28号

平成19年 2月16日

組 合 各 位

全国海運組合連合会

石綿による健康被害の救済に係る船舶所有者からの拠出金について (パンフレット送付 並びに周知方ご依頼)

標記について、今般 総連合会を通じ、(独)環境再生保全機構より、パンフレットの送付とともに、別紙の通り周知 並びに協力方依頼が参りました。

石綿の被害については、労働者本人のみならず、その家族 また周辺住民まで拡大している現状から、昨年2月に「石綿健康被害救済基金」が創設され、国・地方公共団体が基金を拠出するとともに、事業主に対しても広く浅く負担を求め、本年4月1日より実施し、拠出金の徴収を行うというもので、(独)環境再生保全機構により運営されるとのことです。

(本制度は、労働者以外の被害者救済を目的とするもので、労働者(船員)本人は労災・船員保険の対象)

拠出金については、船主の場合 船員保険法上の「標準報酬月額 及び標準賞与額」に基づき、年額ベースの $0.05 / 1000$ (1,000万円に対し500円) を納付頂くもので、徴収対象は船員保険法60条1項に規定する船舶所有者であり、マンニング事業者・船舶管理会社も対象に含まれるとのことです。

具体的手続きについては、対象事業者に対し 同機構より申告書・納付書が送付され、拠出(納付)金額を事業者の側で算定の上、同機構宛に納付することとなります。

つきましては、貴関係組合員各位に対し パンフレットの配布 並びに周知方お願い致しますとともに、実施につきご指導方宜しくお願い致します。

尚、詳細につきましては、(独)環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 (Tel 044-520-9615) 宛、お問い合わせ下さるようお願い致します。

(ポスターについては、当連合会宛の送付が 数部でしたので、パンフレットのみ送付致しますからご了承下さい)

以 上

(担当 荒木)

